

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の概要

立法目的

職員派遣の適正化及び手続等の透明化・職員の身分取扱等の明確化

最高裁判決(平成 10 年 4 月 24 日)等を踏まえ、統一的なルールを設定

地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による諸施策の推進

制度の概要

公益法人等への派遣制度及び営利法人への退職派遣制度の2つの制度を新たに設ける。

公益法人等への派遣制度

対象法人を限定し、身分を有したまま派遣

1 対象法人

公益法人等(民法法人、特別の法律により設立された一定の法人及び地方六団体)のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの。

2 派遣前の手続

- 任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結(主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定)
- 職員に取決めの内容を明示
- 職員の同意

3 派遣

- 期間: 3年以内(5年まで延長可)
- 取決めに従って対象法人の業務に従事

営利法人への退職派遣制度

対象法人を限定し、一旦退職のうえ派遣

1 対象法人

当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの。

2 派遣前の手続

- 任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結(主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定)
- 職員に取決めの内容を明示
- 任命権者の要請に応じ、職員が退職

3 派遣

- 期間: 3年以内
- 取決めに従って対象法人の業務に従事

- 給与:委託業務や共同業務等に従事する場合には支給可
- 服務:「信用失墜行為の禁止」「政治的行為の制限」等身分上の服務の適用あり

4 復職

- 期間満了の場合等には復職

- 給与:支給せず
- 服務:適用なし

4 復職

- 期間満了の場合等には、地公法の欠格条項に該当する場合等を除き採用